

「食」と「農」を協働で育み、健康で豊かに暮らせるまち・おごおり

食料像

地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

《食料の基本理念》

- 食料は、健康で豊かな生活を支えるものです。安全・安心な農産物を安定的に生産・供給することにより、食料に対する信頼が確保されなければなりません。
- 地産地消を促進していくことで、食の重要性に対する理解と地域特有の食文化の継承を図っていくことが重要です。



基本的施策

○地元農産物の信頼の確保 (食の安全・安心)

消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策

○食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策

○地元農産物の域内での流通と消費の促進

農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策

農村像

市民交流による田園都市・おごおりの推進

《農村像の基本理念》

- 生産者と消費者が、農業や農村における交流・イベント等を通して、農村の多面的機能等に対する理解を深めながら、美しい自然と調和した農村づくり、田園都市・おごおりの農村振興を推進することが重要です。



基本的施策

○農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進

農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策

○多面的機能を発揮させる環境整備の推進

農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策

○女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

農業像

多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

《農業像の基本理念》

- 緑園都市・おごおりを推進するためには、持続的な農業を確立させていく必要があります。「職業として選択できる農業」をめざして、農業経営の安定化を図りながら多様な担い手の育成を行うとともに、農地、農業用施設その他の農業資源を確保することにより、良好な自然環境と調和した持続的な発展を図っていく必要があります。



基本的施策

○多様な担い手の育成・確保

農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策

○農業生産基盤の整備と優良農地の確保

農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策

○収益性の高い農業経営の確立、競争力ある産地の育成

需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策

○環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策

《主な目標値》

目標内容	現状	目標値 平成36年度
市内直売所の年間利用者数を増やします	148千人	200千人
学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)を増やします	16.7%	30.0%
認定農業者数を増やします	122経営体	132経営体
環境に配慮した農業生産に取り組む農家を増やします	53戸	65戸
農業・農村に関するイベント情報を提供します	4回	20回
家族経営協定の締結数を増やします	21件	56件
農政関連の委員会等への女性の登用率を向上させます	28.6%	36.0%

市

市は、条例の基本理念にのっとり、食料・農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

農業者・農業団体

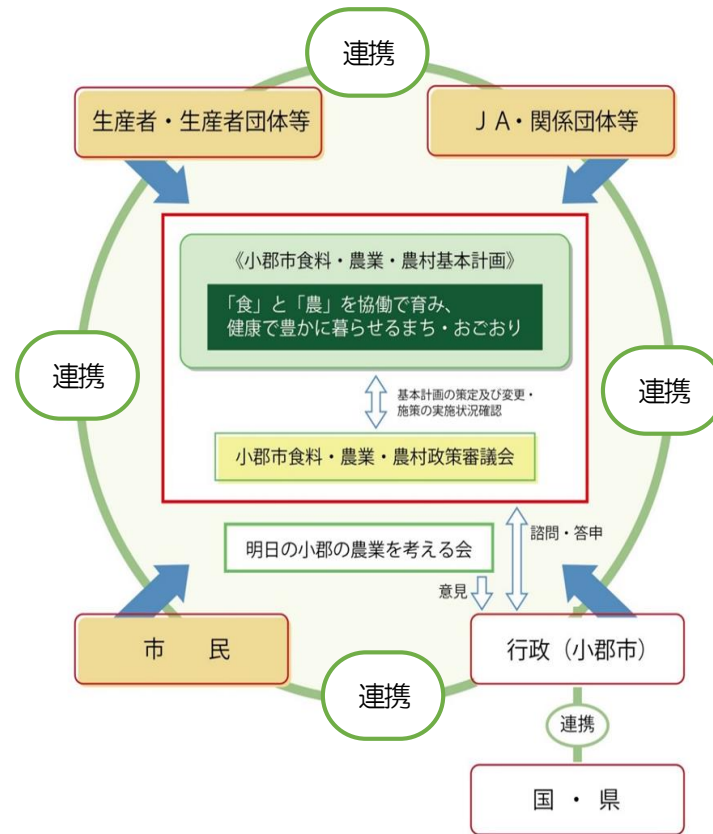
農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

市民

市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

事業者

食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。



みんなであつなごう「人」と「農」

小郡市の食料・農業・農村

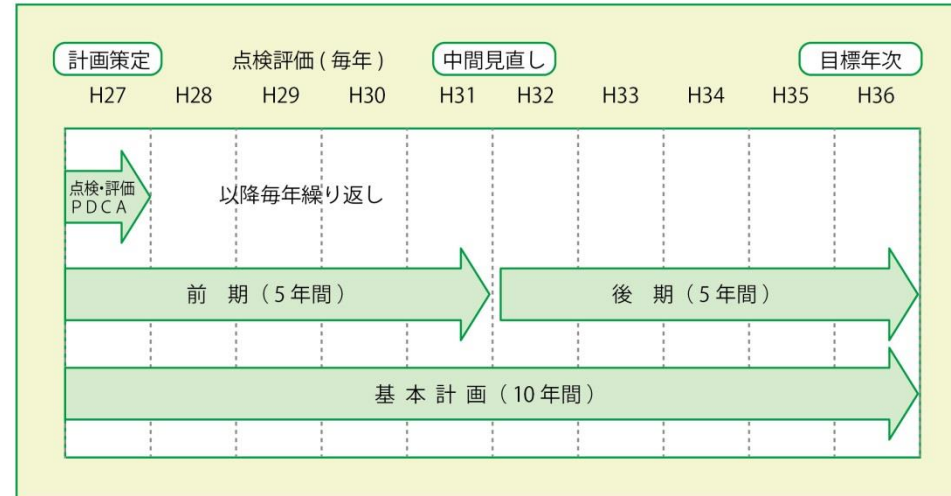
小郡市食料・農業・農村基本条例  
小郡市食料・農業・農村基本計画



計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCAサイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら行います。施策・事業等の進捗状況に関する点検・評価は毎年実施するものとし、その成果については小郡市食料・農業・農村政策審議会に報告して、意見を聞きながら改善を図っていき、市のホームページ等で公表します。

計画推進サイクル



※この概要版に掲げています基本条例、基本計画の詳細については、小郡市のホームページに掲載しています。

小郡市食料・農業・農村基本計画 「概要版」 [平成27年3月]

小郡市 環境経済部 農業振興課 〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1  
TEL 0942-72-2111 [内線 113] FAX 0942-72-9745  
e-mail : nosin@city.ogori.lg.jp

小郡市食料・農業・農村基本条例 [平成25年10月制定]

本市の農業の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地元で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要であります。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定しました。

小郡市食料・農業・農村基本計画 [平成27年3月策定]

市は、上記の基本条例に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画を策定しました。